

和歌山県PTA連合会

- ・ 常任委員は、各郡市PTA会長又は各郡市PTA事務局をもって充てる。
- ・ 総会は、県委員をもって構成し、本会の最高議決機関である。
県委員の2分の1以上の出席を必要とし、毎年1回これを開催する。
県委員は、郡市PTAごとに次の比率で選出する。
児童生徒数 5,000名未満 5名（規約第14条第1項第3号）

- ・ 田辺市教育委員会事務事業点検評価委員会委員
- ・ 西牟婁地区教科用図書採択協議会選定審議委員
- ・ 田辺市学校保健協会理事
- ・ 田辺市子育て協議会
- ・ 田辺市暴力追放協議会理事
- ・ 田辺市いじめ問題対策連絡協議会委員
- ・ 田辺市人権教育啓発推進懇話会委員
- ・ 田辺市青少年育成市民会議委員
- ・ 田辺市上富田町青少年センター協議会運営委員会委員
- ・ 交通事故をなくする田辺市民運動推進協議会委員
- ・ 田辺市人権擁護連盟田辺支部理事
- ・ 紀南里親支援連絡協議会

田辺市・西牟婁郡
PTA進路指導協議会

田辺市PTA連合会
会長 1名
副会長 9名以下
(7ブロック長、前年度会長)
事務局長兼会計 1名

田辺市PTA連合会進路対策委員会

田辺中部
ブロック
6小学校
3中学校
計9校

田辺東部
ブロック
5小学校
3中学校
計8校

田辺西部
ブロック
5小学校
3中学校
計8校

龍神
ブロック
4小学校
1中学校
計4校

中辺路
ブロック
2小学校
2中学校
計4校

大塔
ブロック
1小学校
1中学校
計2校

本宮
ブロック
2小学校
1中学校
計3校

小25校
中14校
計39校